



## 障がい者雇用に取り組む事業主への支援制度

障がい者雇用に取り組む企業を支援するため、助成金をはじめとする各種制度があります。それぞれの制度には利用要件がありますので、必ず問合せ先に確認してください。

### 助成金・補助金関係

#### ● トライアル雇用助成金

##### 障害者トライアルコース

障がい者をハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用を行う場合に助成されます。

問合せ ハローワーク

#### ● トライアル雇用助成金

##### 障害者短時間トライアルコース

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障がい者及び発達障がい者について、3か月から12か月の期間をかけながら週20時間以上の就労を目指して試行雇用を行う場合に助成されます。

問合せ ハローワーク

#### ● 特定求職者雇用開発助成金

##### 特定就職困難者コース

障がい者などの就職困難な者をハローワーク等の紹介により継続雇用する労働者として雇入れる場合に助成されます。

問合せ ハローワーク

#### ● 特定求職者雇用開発助成金

##### 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障がい者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により継続雇用する労働者として雇入れる場合に助成されます。

問合せ ハローワーク

#### ● キャリアアップ助成金

##### 障害者正社員化コース

障がいのある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した場合に助成されます。

問合せ 神奈川県労働局 神奈川県助成金センター  
☎045-650-2859

#### ● 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

障がい者の雇入れや雇用の継続を行うために必要となる施設・設備の整備や、雇用管理を図るために特別な措置を実施する場合に、その費用の一部が助成されます。

問合せ (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構  
神奈川県支部 高齢・障害者業務課  
☎045-360-6010

#### ● 神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金

精神障がい者を雇用し、職場指導員を設置して、障がい者が職場に定着できるよう配慮している中小企業(従業員数43.5人以上100人未満)に、県から補助金が支給されます。

問合せ 県雇用労政課 ☎045-210-5871

#### ● 神奈川県特例子会社・ 特定組合等設立支援補助金

これから県内に特例子会社や特定組合等(算定特例となる事業協同組合等)を設立しようとする事業主に対し、設立プランの策定に要する経費等について県から補助金が支給されます。

問合せ 県雇用労政課 ☎045-210-5871

### その他

#### ● 税制上の優遇措置

障がい者を雇用する事業所に対し、事業所税の軽減措置、助成金の非課税措置等、税制上の優遇措置があります。(不動産取得税・固定資産税の軽減措置は令和5年3月31日をもって終了。経過措置あり。)

問合せ 税務署、県税事務所、市町村役場、ハローワーク

#### ● 障害者就職促進委託訓練「トライ!!」

障がい者の就職を促進するため、企業、NPO法人、民間教育訓練機関等に委託して行う職業訓練です。訓練の受託が可能な企業は、お問合せください。

問合せ 神奈川県障害者職業能力開発校 ☎042-744-5558

#### ● 県による障害者雇用企業等からの物品等調達制度

障がい者の雇用に努める県内企業や福祉的就労に取り組んでいる施設などから優先的な物品等の調達を推進する制度です。

問合せ 県調達課 ☎045-210-6717

#### ● かながわ障害者雇用 優良企業認証制度

障害者雇用率が4.0%以上の中小企業等を県が「かながわ障害者雇用優良企業」として認証する事業です。県の障害者雇用企業等からの物品等調達制度の対象となることができます。また、シンボルマークを会社案内や名刺等に使用して、障がい者雇用に積極的に取り組んでいることをPRできます。



かながわ障害者雇用優良企業

▲シンボルマーク

問合せ

県雇用労政課 ☎045-210-5871